

# 平成29年第1回県議会定例会

## 条例案等の概要

	ページ
I 主な条例案等	1
II その他の提出予定議案	5

### 《条例案等の内訳》

区 分	平成29年度関係	平成28年度関係	計
条例の制定	—	2 件	2 件
条例の廃止	3 件	1 件	4 件
条例の改正	16 件	12 件	28 件
工事請負契約の締結	—	5 件	5 件
工事請負契約等の変更	—	6 件	6 件
市町負担金	1 件	1 件	2 件
その他	4 件	6 件	10 件
計	24 件	33 件	57 件

# I 主な条例案等

<平成28年度関係>

【条例の制定】

## ○ 神奈川県スポーツ推進条例

### 1 目的

県民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しみ、県民の心身の健全な発達、健康で明るく豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するため、基本理念、県の責務、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項等について規定した条例を制定する。

### 2 内容

#### (1) 基本理念

ア 生涯にわたりスポーツを「行う（する）」「観覧する（観る）」「支える」ことの推進

イ 子どものスポーツの推進

ウ 地域におけるスポーツの推進

エ スポーツを行う者の安全の確保

オ 障害者のスポーツの推進

カ 競技力の向上

キ スポーツを通じた「ともに生きる社会」の実現

ク スポーツを通じた未病の改善

#### (2) 県の責務

ア スポーツの推進に関する総合的な施策を策定・実施

イ 地域におけるスポーツの推進に関して、市町村と連携し、市町村相互の連携を支援

ウ 県民、学校、スポーツ団体及び事業者との連携・協働

#### (3) スポーツ推進計画の策定

スポーツの推進に関する施策の総合的、計画的な推進を図るため、「スポーツ推進計画」を策定

#### (4) 基本的施策

ア かながわパラスポーツの普及

イ 子どものスポーツの推進

ウ 地域におけるスポーツの推進

エ 自然環境を活用したスポーツの推進

オ 安心してスポーツができる環境の整備

カ 障害者のスポーツの推進

キ 競技力の向上

ク 拠点施設の整備等

ケ 県民スポーツ月間

コ 顕彰

サ 調査研究及び情報提供

### 3 施行期日

公布の日

問合せ先

スポーツ局スポーツ課長 浦邊 電話 045-285-0791

課長代理 奥津 電話 045-285-0794

<平成29年度関係>

【その他】

## ○ 神奈川県科学技術政策大綱の変更について

### 1 目的

人口減少社会の到来やICTの進展など近年の社会経済状況の変化に対応するとともに、現在の計画期間（平成28年度まで）終了後も、国の「第5期科学技術基本計画」等を踏まえて、さらに科学技術政策を推進していく必要があるため、県の科学技術政策の基本的な方向を示す神奈川県科学技術政策大綱の変更を行う。

### 2 内容

#### (1) 基本目標及び計画期間

##### ア 基本目標

目標1 「経済のエンジンを回す」ことによる地域経済の活性化

目標2 県民生活の質の向上の実現

目標3 イノベーション創出を担う人材の輩出

##### イ 計画期間

平成29年度から平成33年度（5年間）

#### (2) 県の役割と施策の基本的な方向

##### ア 県の役割

地域社会への貢献、国内外への発信

##### イ 施策の基本的な方向

- ・ 「経済のエンジンを回す」科学技術活動の展開
- ・ 安全・安心の確保など生活の質の向上を実現する科学技術活動の展開
- ・ イノベーション創出を担う人材の育成と科学技術の情報発信

#### (3) 県試験研究機関等の活動の方向性

##### ア 重点的な研究活動の展開

###### (ア) 重点研究目標

目標1 成長産業を創出・育成するための技術の向上に資する研究（最先端医療、未病、ロボット、エネルギー等）

目標2 自然災害等へ対応するための技術やシステムの向上に資する研究（防災、減災等）

##### イ 各機関の活動の方向性

###### (ア) 県試験研究機関の活動

研究機能の強化や地域課題の解決に向けた研究・モニタリング・普及活動など

###### (イ) 地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の活動

基礎研究から事業化までの一貫支援を行う「研究開発」「技術支援」「事業化支援」など

問合せ先

政策局政策部政策調整担当課長

山崎 電話 045-210-3051

政策局政策部総合政策課科学技術グループ

深谷 電話 045-210-3071

## 【条例の改正】

# ○ 神奈川県立の障害者支援施設に関する条例の一部を改正する条例

## 1 目的

津久井やまゆり園の一部機能を、県立ひばりが丘学園跡地に開設する津久井やまゆり園芹が谷園舎に仮移転すること、及び秦野精華園の民間移譲に伴い、所要の改正を行う。

## 2 内容

### ア 津久井やまゆり園の一部機能の仮移転に伴う改正

利用者の仮居住先を県立ひばりが丘学園跡地とするため、所在地等について所要の改正を行う。

- ・仮居住先 横浜市港南区芹が谷二丁目1番1号（芹が谷園舎）
- ・仮移転時期 平成29年4月（予定）

#### 仮移転に至るこれまでの経緯

- 平成28年7月 津久井やまゆり園事件発生
- 平成28年8月 一部の利用者が県内の他の施設等へ移動
- 平成28年9月 第5回津久井やまゆり園事件再発防止対策・再生本部会議（以下、本部会議という）において全面的建替えを決定
- 平成28年11月 第6回本部会議において仮移転先をひばりが丘学園跡地に決定

### イ 秦野精華園の民間移譲に伴う改正

秦野精華園が対象としている、中軽度の知的障がい者向けの就労支援を行う民間施設が増加している実情を踏まえ、平成29年4月に移譲することとしたため、本条例で規定する施設のうち、秦野精華園を削除するほか所要の改正を行う。

#### 移譲に至るこれまでの経緯

- 平成24年10月 緊急財政対策において、7つの県立障害福祉施設について福祉施設のあり方の検証を位置付け
- 平成25年5月 県立障害福祉施設等あり方検討委員会開催（計6回）  
～12月
- 平成26年1月 「県立障害福祉施設等あり方検討委員会」報告書において、秦野精華園を「民間法人への移譲を検討する施設」と位置付け
- 平成28年3月 同園の指定管理者である社会福祉法人かながわ共同会と「秦野精華園の移譲に関する覚書」を締結

## 3 施行期日

平成29年4月1日

問合せ先

保健福祉局福祉部障害福祉課長

山崎 電話 045-210-4700

保健福祉局福祉部障害サービス担当課長

弘末 電話 045-210-4702

## ○ 職員定数の改正を行うもの3条例

### 1 目的

事務事業の見直し、県費負担教職員の給与負担等の指定都市への移譲、地方警察職員の増員措置等に伴い、「神奈川県職員定数条例」、「市町村立学校職員定数条例」及び「神奈川県地方警察職員定数条例」に規定する職員定数を変更するため、所要の改正を行う。

### 2 内容

条例名	区 分	改 正 (平成29年度) A	現 行 (平成28年度) B	差引増減 A-B	
神奈川県 職員定数 条 例	知 事	7,404 人	7,485 人	△ 81人	
	公 営 企 業 管 理 者	1,001	1,001	0	
	議 会	76	76	0	
	選 挙 管 理 委 員 会	5	5	0	
	監 査 委 員 員	41	41	0	
	人 事 委 員 員 会	33	33	0	
	教育委員会（学校以外の教育機関を含む。）	768	776	△ 8	
	教育委員会の所管に 属する学校	校 長 及 び 教 員	12,283	12,339	△ 56
		そ の 他 の 職 員	1,131	1,148	△ 17
		小 計	13,414	13,487	△ 73
	労 働 委 員 員 会	21	21	0	
	神 奈 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 員 会	3	3	0	
合 計	22,766	22,928	△162		
市町村立 学校職員 定数条例	小 学 校	9,187	24,576	△15,389	
	中 学 校	5,493	13,561	△ 8,068	
	特 別 支 援 学 校	181	1,597	△ 1,416	
	高等学校（定時制の課程を置くもの）	19	19	0	
	合 計	14,880	39,753	△24,873	
神奈川県 地方警察 職員定数 条 例	警 察 官	警 視	393	391	2
		警 部	926	923	3
		警 部 補 及 び 巡 査 部 長	9,438	9,403	35
		巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中の者を含む。）	4,946	4,929	17
		小 計	15,703	15,646	57
	警 察 官 以 外 の 職 員	1,676	1,679	△ 3	
	合 計	17,379	17,325	54	
総 計	55,025	80,006	△24,981		

### 3 施行期日

平成29年4月1日

問合せ先

総務局組織人材部人事企画担当課長 門脇 電話 045-285-0820

## II その他の提出予定議案

<平成29年度関係>

### 【条例の廃止】

#### ○ キャンプ禁止区域に関する条例を廃止する条例

所期の目的を達成したキャンプ禁止区域の指定制度を廃止するため条例を廃止する。

[環境農政局総務室企画調整担当課長 TEL 045-210-4011]

#### ○ 工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する条例

工場立地法の一部改正により、町村域に工場を立地する際の緑地面積率等に係る準則を定めることができる権限が県から町村に移譲されること等に伴い、工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例を廃止する。

[産業労働局産業部企業誘致・国際ビジネス課長 TEL 045-210-5570]

#### ○ 神奈川県再生可能エネルギー等導入推進基金条例を廃止する条例

地域防災拠点施設等へ再生可能エネルギー等を導入する事業の実施期間満了に伴い、条例を廃止する。

[産業労働局産業部エネルギー課長 TEL 045-210-4101]

### 【条例の改正】

#### ○ 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥獣の捕獲等について、市町村の許可の対象となる種類を追加するなど、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課長 TEL045-210-3161]

#### ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例の一部を改正する条例

県が独自にマイナンバーを利用する事務に特別支援教育就学奨励費の支給事務を追加するなど、所要の改正を行う。

[政策局情報企画部スマート県庁推進課長 TEL 045-210-3390]

#### ○ 神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例

高津合同庁舎の再整備に伴い、高津県税事務所をかながわサイエンスパーク（川崎市高津区坂戸）に移転するため、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事企画担当課長 TEL 045-285-0820]

#### ○ 職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

職員の給料の調整額を廃止し、新たに特殊勤務手当とするなど、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務担当課長 TEL 045-210-2155]

#### ○ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、介護休暇を分割して取得できるよう規定するなど、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務担当課長 TEL 045-210-2155]

○ **職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例**

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲に、特別養子縁組の監護期間中の子等を加えるなど、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部労務担当課長 TEL 045-210-2155]

○ **職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例**

人事院規則の一部改正を踏まえ、職員の配偶者同行休業の期間を再延長できる規定を追加するため、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事課長 TEL045-210-2150]

○ **神奈川県個人情報保護条例の一部を改正する条例**

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の設立に伴い、その成立の日前の処分等に関する経過措置を設けるなど、所要の改正を行う。

[県民局くらし県民部情報公開広聴課長 TEL045-210-3710]

○ **神奈川県情報公開条例の一部を改正する条例**

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所の設立に伴い、その成立の日前の処分等に関する経過措置を設けるため、所要の改正を行う。

[県民局くらし県民部情報公開広聴課長 TEL045-210-3710]

○ **神奈川県立フラワーセンター大船植物園条例の一部を改正する条例**

神奈川県立フラワーセンター大船植物園に指定管理者制度を導入するため、指定基準や利用料金に関する規定を設けるなど、所要の改正を行う。

[環境農政局農政部農政課長 TEL 045-210-4401]

○ **神奈川県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例等の一部を改正する条例**

茅ヶ崎市に寒川町の区域に係る保健所業務に関する事務を委託することに伴い、県保健福祉事務所が行う保健所業務の所管区域から寒川町を除くため、所要の改正を行う。

[保健福祉局総務室管理担当課長 TEL 045-210-4611]

○ **職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例**

ものづくり分野における若者の確保に向けて、技能検定試験手数料の減免規定を設けるため、所要の改正を行う。

[産業労働局労働部産業人材課長 TEL 045-210-5700]

**【市町負担金】**

○ **建設事業等に対する市町負担金**

県の行う建設事業等について、土地改良法、地方財政法及び下水道法に基づき、その受益の限度において経費の一部を市町に負担させる。

[環境農政局農政部農地課長 TEL045-210-4460]

[環境農政局農政部水産課長 TEL045-210-4530]

[県土整備局河川下水道部下水道課長 TEL045-210-6440]

## 【その他】

- **不動産の処分について（七沢リハビリテーション病院脳血管センター）**  
土地 厚木市七沢字神出1304番ほか33筆 地積 50,296.53㎡  
建物 鉄筋コンクリート造 地上5階地下1階建ほか18棟 延床面積 29,408.81㎡  
売却予定金額 10億4,302万600円  
売却の相手方 医療法人社団 葵会  
[保健福祉局保健医療部県立病院課長 TEL 045-210-5040]
  
- **保健所業務に関する事務の委託について**  
茅ヶ崎市に寒川町の区域に係る保健所業務に関する事務を委託するため、地方自治法の規定により提案する。  
[保健福祉局総務室管理担当課長 TEL 045-210-4611]
  
- **包括外部監査契約の締結について**  
包括外部監査契約（地方自治法の規定に基づき、外部の専門家から監査を受けるための契約）を締結する。  
[総務局総務室室長代理 TEL 045-210-2123]

## <平成28年度関係>

### 【条例の制定】

- **神奈川県工芸品の加工等に係る手数料徴収条例**  
県が依頼を受けて行う工芸品の加工等に係る手数料の徴収に関し、必要な事項を定める条例を制定する。  
[産業労働局産業部産業振興課長 TEL 045-210-5630]

### 【条例の廃止】

- **神奈川県森林整備加速化・林業再生事業基金条例を廃止する条例**  
森林整備加速化・林業再生事業の実施期間満了に伴い、条例を廃止する。  
[環境農政局緑政部森林再生課長 TEL 045-210-4330]

### 【条例の改正】

- **知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例**  
知事等の期末手当の支給割合について、国の指定職（事務次官・本省局長等）との均衡を考慮し、所要の改正を行う。  
[総務局組織人材部人事課長 TEL 045-210-2150]
  
- **監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例**  
常勤監査委員の期末手当の支給割合について、国の指定職（事務次官・本省局長等）との均衡を考慮するとともに、旅行雑費に関する規定について、社会状況の変化を踏まえ、所要の改正を行う。  
[総務局組織人材部人事課長 TEL 045-210-2150]



- **県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例**  
県議会議員の期末手当の支給割合について、職員の期末・勤勉手当と同様の引き上げを行うとともに、旅行雑費に関する規定について、社会状況の変化を踏まえ、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事課長 TEL 045-210-2150]

- **教育委員会委員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例**  
行政委員会の委員等の旅行雑費に関する規定について、社会状況の変化を踏まえ、所要の改正を行う。

[総務局組織人材部人事課長 TEL 045-210-2150]

- **職員給与等の改正を行うもの3条例**  
人事委員会の勧告等を勘案し、職員の給料表等の改定を行うなど、所要の改正を行う。
  - ① **職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例**
  - ② **学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例**
  - ③ **任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例**

[総務局組織人材部労務担当課長 TEL 045-210-2155]

- **神奈川県手数料条例の一部を改正する条例**  
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に伴い、建築物エネルギー消費性能基準への適合性判定に係る申請手数料等を新設するなど、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課長 TEL045-210-2250]

- **収入証紙に関する条例の一部を改正する条例**  
神奈川県手数料条例の一部改正に伴い、新設する手数料を収入証紙により徴収するなど、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課長 TEL045-210-2250]

- **神奈川県県税条例等の一部を改正する条例**  
地方税法等の一部改正に伴い、法人の県民税及び事業税の税率を改正するなど、所要の改正を行う。

[総務局財政部税制企画課長 TEL 045-210-2300]

- **地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例**

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人（1法人）を新たに指定するため、所要の改正を行う。

[県民局くらし県民部NPO協働推進課長 TEL045-210-3700]

- **神奈川県産科等医師修学資金貸付条例及び神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例**

修学資金を貸与した医師が、県内でより確実に従事できるよう、知事が指定する診療科の決定時期を見直すなど、所要の改正を行う。

[保健福祉局保健医療部医療課長 TEL 045-210-4860]

【工事請負契約の締結】

	名 称	工事の場所	工事請負金額
①	分庁舎新築工事（機械）請負契約	横浜市中区日本大通 5 - 1	11億1,240万2,764円
②	分庁舎新築工事（電気）請負契約	〃	9億1,462万8,672円
③	相原高校新築工事（建築-第1工区）請負契約	相模原市緑区橋本台四丁目1711番1	15億5,079万7,963円
④	相原高校新築工事（建築-第2工区）請負契約	〃	15億9,245万1,662円
⑤	相原高校新築工事（電気）請負契約	〃	6億9,711万3,000円

①② [総務局財産経営部施設整備課長 TEL 045-210-2550]

③④⑤ [教育局行政部教育施設課長 TEL 045-210-8061]

【工事請負契約等の変更】

追加工事による請負代金額の変更等に伴い、工事請負契約等を変更する。

	名 称	工事請負等金額		請負等契約者
		変更後	変更前	
①	新庁舎改修及び増築工事（建築）請負契約	106億8,974万8,200円	93億7,982万520円	大成・京急・大洋特定建設工事共同企業体
②	新庁舎改修及び増築工事（空調）請負契約	23億2,209万3,960円	22億320万4,320円	三機・日本電設・小池特定建設工事共同企業体
③	新庁舎改修及び増築工事（衛生）請負契約	12億1,937万1,840円	12億392万280円	西原・菱和・万里特定建設工事共同企業体
④	本庁舎電気設備改修工事請負契約	48億1,243万320円	47億9,210万2,560円	関電工・中央電気工事・共栄社特定建設工事共同企業体
⑤	大磯警察署新築工事（建築）請負契約	9億8,856万8,280円	9億4,996万8,000円	門倉組・大旭建業特定建設工事共同企業体
⑥	神奈川県総合リハビリテーションセンター整備工事委託協定	156億5,130万円	151億6,230万円	社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団

①～④ [総務局財産経営部施設整備課長 TEL 045-210-2550]

⑤ [警察本部総務部施設課課長代理 TEL 045-211-1212 内線2261]

⑥ [保健福祉局保健医療部県立病院課長 TEL 045-210-5040]

## 【市町負担金】

### ○ 建設事業等に対する市町負担金

県の行う建設事業等について、土地改良法、地方財政法及び下水道法に基づき、その受益の限度において経費の一部を市町に負担させる。

[環境農政局農政部農地課長 TEL045-210-4460]

[環境農政局農政部水産課長 TEL045-210-4530]

[県土整備局河川下水道部下水道課長 TEL045-210-6440]

## 【その他】

### ○ 訴訟の提起について

#### ① 県営住宅の不法占有に対する建物明渡等請求訴訟

県営住宅の不法占有者に対し、建物の明渡し及び損害賠償請求等の訴訟を提起する。

[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 TEL045-210-6533]

#### ② 交通事故における相手方に対する損害賠償請求事件

交通事故における相手方に対し、県及び第三者に係る損害賠償請求の訴訟を提起したいので提案する。

[警察本部警務部監察官室室長代理 TEL 045-211-1212 内線2861]

### ○ 専決処分について承認を求めること（平成28年度補正予算4件）

県内中小企業への支援対策として、端境期に切れ目のない事業展開を図れるよう、建設事業等について、支出を伴わない債務負担行為を設定する。

[総務局財政部財政課長 TEL045-210-2250]